

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉士及び介護福祉士法	法令番号	昭和 62 年法律第 30 号			
手続名	喀痰吸引等業務の登録	根拠条項	第 48 条の 7			
処 分 基 準	(1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 4 各号（第 3 号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。					
	(2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 5 第 1 項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。					
	(3) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）47 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。					
	(4) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。					
対応 区分	処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	目次 No.	